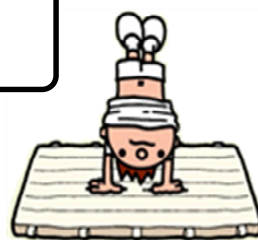


令和 8 年度

マット運動とレスリング体験教室



- 1 趣 旨 マット運動の基本を学び、さらなるその技術の向上を図る。
また、スポーツを通じて青少年の健全育成を促進する。
- 2 内 容 マット運動 レスリング体験 基礎の習得 基礎体力づくり
※ レスリング専用マット（12m×12m 2面）を使用しています。
※ 教室ではマット運動を基本的に学び、レスリングの基本動作を体験することができます。また、基礎体力づくり、運動能力向上を図ります。
『スポーツに出会い、楽しむ場』として好評を得ています。
- 3 日 時 令和8年10月28日(水)、11月2日(月)、9日(月)、11日(水)、16日(月)、
25日(水)の19:00～20:00 計6回
※ 開講式を教室初日（10月28日）の19:00より行います。
※ 11月29日(日)にスポーツ協会主催の「笠岡市民スポーツフェスティバル」で
教室の成果発表を予定しています！
- 4 場 所 笠岡工業高校 格技場
- 5 講 師 日本レスリング協会公認指導員
- 6 対 象 笠岡市内在住または在学の小学1年生～中学3年生
- 7 定 員 35名（※先着順）
- 8 参 加 料 800円（スポーツ安全保険料 ※他の市主催のスポーツ教室に参加の場合不要）
- 9 準 備 物 運動のできる服装（Tシャツ、ハーフパンツ等）、体育館用シューズ
- 10 申込方法 必要事項をご記入の上、以下の窓口に参加料を添えて申し込んでください。
笠岡市平成町63番地の2かさしんアリーナ（笠岡総合体育館）
笠岡市教育委員会 スポーツ推進課 電話：69-6622
- 11 申込期限 令和8年10月22日（木）
- 12 そ の 他 ☆事故防止のため、金属やプラスチックなど硬い材質の付いたものは、
身に付けしないでください。（例：ヘアピン、時計、指輪など）
☆爪を短く切って来てください。
☆児童・生徒の送迎については、各保護者の責任において、開始・終了の
それぞれ10分前頃にお願いします。
☆主催者は、教室開催中の事故について、応急処置以外の一切の責任を
負いかねますので、あらかじめ御了承ください。



【主 催】笠 岡 市 教 育 委 員 会
（公財）笠岡市文化・スポーツ振興財団
（一財）笠岡市総合福祉事業団吸江社

No. _____

マット運動とレスリング体験教室 参加申込書及び同意書

(ふりがな) 氏 名		学 年	年	年 齢	歳
学 校 名		性 別	男 ・ 女		
保 護 者 名 氏		自 宅 連絡先			
住 所	笠岡市	緊 急 連絡先			
今年度、笠岡市主催の 他のスポーツ教室に参加した		はい ・ いいえ			
「はい」の方はどの教室に 参加されましたか。		バスケ教室		陸上競技教室	
		軟式野球教室		ソフトテニス教室	

※本申込書により入手した個人情報は教室参加資格の確認や教室運営にのみ使用いたします

(切り取らないでください)

マット運動とレスリング体験教室 領収書

様

一金 800円也

ただし、令和8年度マット運動とレスリング体験教室参加料として
上記の金額正に領収いたしました。

令和 8 年 月 日

笠 岡 市 教 育 委 員 会

スポーツ安全保険について

対象範囲：スポーツ教室での活動中及び自宅との通常経路往復中

掛 金：800 円（加入区分：A 1 中学生以下のスポーツ活動）

契約する保険	保険の内容	補償金額
傷害保険	急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡，後遺障害，入院，手術，通院を補償。 ※ 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。	死亡……………2，000万円 後遺障害（最高額）…3，000万円 入院（1日につき）…4，000円 通院（1日につき）…1，500円
賠償責任保険 （免責金額なし）	他人にケガをさせたり，他人の物を壊したことにより，法律上の損害賠償責任を負った損害を補償。	対人・対物賠償限度額 合算 1 事故…………… 5 億円 （但し、対人賠償は1人… 1 億円）
突然死葬祭費用保険	突然死（急性心不全，脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償。	突然死（急性心不全、脳内出血など） 葬祭費用…………… 180万円

保険金が支払われない主な場合

【傷害保険】

- （1）次のような事由により生じた障害
- ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
 - ②被保険者の自殺行為，犯罪行為，闘争行為，無資格運転，酒気帯び運転
 - ③被保険者の脳疾患，疾病（心臓疾患を含む。），心神喪失
- （2）むちうち症，腰痛などで，医学的他覚所見のないもの
- （3）次のものは障害には含まれず，保険金が支払われません。
- 急性心不全，脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となります。）
 - 野球肩，野球肘，テニス肘，疲労骨折，関節ねずみ，タナ障害，オスグット病，椎間板ヘルニア，靴ずれ，その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害
 - 成長痛，加齢に伴うものなど

【賠償責任保険】

- （1）法律上の賠償責任が発生しない場合には，本保険の対象とはなりません。
- （2）次のような事由に起因する損害
- ①被保険者の故意
 - ②被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打
 - ③地震，噴火，津波などの天災。
- （3）被保険者と同居する親族に対する賠償責任

【突然死葬祭費用保険】

- （1）次のような事由により生じた突然死
- ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
 - ②被保険者の自殺行為，犯罪行為，闘争行為，無資格運転，酒気帯び運転
 - ③被保険者の心神喪失
 - ④地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など

（参考）「令和8年度スポーツ安全保険のあらまし 公益財団法人 スポーツ安全協会 発行」より抜粋